

衆議院議員総選挙に係る不在者投票事務における投票用紙の交付誤りについて

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙に係る不在者投票事務のうち、郵便等投票対象者への発送作業において、小選挙区選出議員選挙の投票用紙を1人に2枚交付したことが判明しましたので、お知らせします。

<郵便等投票（郵便等による不在者投票）>

身体の障害や疾病のために、投票所へ行って投票することができない人が、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けた上で、自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度

○投票用紙送付の主な流れ

選挙人名簿の登録地の市区町村の選挙管理委員会に、投票用紙等の必要書類を請求し、送付された投票用紙に、自宅等の場所で記載して、これを登録地の市区町村選挙管理委員会に送付する。

1 概要

10月20日（水） 郵便等による不在者投票の請求に基づく投票用紙等の交付（発送作業）を開始した。

なお、緑区選挙管理委員会事務局では、郵便等投票対象者用として投票用紙100枚を用意し、請求があった場合には、その投票用紙を使用し、一定数量の発送数になった時点で残票を確認することとしていた。

10月25日（月） 郵便等投票の投票用紙の交付処理が14件（発送済は10件）に達したため、作業終了後に残票を確認したところ、小選挙区のみ1枚不足していることが判明した。なお、比例代表と国民審査の交付件数は一致していた。

小選挙区の投票用紙の残票数 85枚
比例代表の投票用紙の残票数 86枚
国民審査の投票用紙の残票数 86枚

10月27日（水） 郵便等投票の投票用紙等を発送した方に、緑区選挙管理委員会事務局から連絡したところ、投票用紙が2枚入っていた方が判明し、既に、投票用封筒に2枚を封入のうえ、緑区選挙管理委員会に送付したとのことであった。

2 要因

緑区選挙管理委員会事務局では、これまでの郵便等投票の発送実績が少なかったことから、請求申請の都度、担当職員1人が発送作業を行っており、ダブルチェックを行っていなかった。また、作業日毎の残票確認は行っていなかった。

3 票の取り扱い

仮に、緑区選挙管理委員会に送付された投票用紙が、2枚ともに正しく候補者名が書かれていた場合、有効票として扱われる。

4 再発防止に向けて

投票用紙の封入等にあたり、ダブルチェックを徹底するとともに、作業後に必ず投票用紙の残票確認を行う。

また、千葉市選挙管理委員会からは各区選挙管理委員会に対し、本事例の周知と注意喚起を行い、再発防止に努めることとした。